

次期堺市基本計画等策定検討懇話会開催要綱

令和6年8月9日制定
令和7年1月1日改正
令和7年1月17日改正
令和7年4月1日改正

1 目 的

本市の都市経営の基本的な方向性を示す次期堺市基本計画及び次期堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、有識者等から広く意見を聴取するため、次期堺市基本計画等策定検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 次期堺市基本計画の策定に関する事項
- (2) 次期堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する10人以内の者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する副座長がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和2年制定）の定めるところによる。

7 会議録

市長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

8 開催期間

令和6年10月1日から令和8年3月31日までの間とする。

9 庶 務

懇話会の庶務は、政策推進課において行う。